

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部建築課
委託業務番号	令和5年度 長建委第3号
委託業務名称	市民公開GISデータセット(指定道路台帳)業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所ほか
業務の概要	市民公開GIS指定道路台帳のデータセットを行う業務
履行期間	令和5年9月28日 から 令和6年3月29日
契約年月日	令和5年9月27日
契約額(税込)	441,100円
契約の相手方	[所在地] 大津市におの浜二丁目1番48号 [名 称] 国際航業株式会社 滋賀営業所 所長 中小路 禎欣
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、市民公開GIS指定道路台帳のデータセットを行うもので、これらの関連データ等を一体的に整備し更新する必要があることから、本委託業務においては、業務の性質上、当該システムの開発及びデータ整備を行った同一業者による受託でなければ遂行することができないため、国際航業株式会社 滋賀営業所を契約の相手方として選定した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>